

日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所  
加工施設  
使用前検査実施要領書  
(その3-2)

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	<p>新規制定 (原規規発第 21030112 号)</p>	<p>令和 3 年 3 月 1 日</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 頁 V 判定基準①非常用設備 2. 配置及び員数 検査 煙感知器の員数の記載の変更。</li> <li>・ 2 5 頁 添付資料- 2 ( 3 / 2 1 ) 図- 1 ( 1 / 1 6 ) 非常用設備 ( 自動火災報知設備 ) 配置概 略図中 感知器の追加。</li> <li>・ 4 3 頁 添付資料- 2 ( 2 1 / 2 1 ) 図- 3 自動火災報知設備の系統概略図中 主中継器等の 台数の記載の変更。</li> <li>・ 1 0 2 頁 添付資料- 4 ( 5 5 / 9 9 ) 図- 6 ( 1 / 1 7 ) 安全避難通路等設備 配置概略図中 非常用照明の配置の変更。</li> <li>・ 1 4 8 頁 添付資料- 5 使用前検査成績書 備 考欄中 検査終了に係る記載の削除。</li> <li>・ 1 5 6 頁 添付資料- 5 使用前検査成績書様式 別紙- 6 の判定基準欄中 煙感知器の員数の記載 の変更。</li> </ul>	<p>令和 5 年 5 月 1 8 日</p>

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目 . . . . .	1
II 検査場所 . . . . .	1
III 検査範囲 . . . . .	1
IV 検査方法 . . . . .	2
V 判定基準 . . . . .	8
VI 添付資料 . . . . .	1 1

## I 検査目的及び項目

本検査<sup>※</sup>は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。）第3条の6第3号に係る使用前検査について、その他の加工施設が認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術上の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第4条第1項、同条第3項、第5条、第6条第1項、第8条第1項、同条第2項、第12条、第15条、第16条第2項、第19条及び第23条第1項である。（参考として第26条、第27条第1項、第29条第1項及び第34条が該当する。）

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

### ○その他の加工施設

#### 非常用設備

外観検査、配置及び員数検査、系統検査、性能検査

#### その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）

支持地盤検査、鉄筋コンクリート検査、マンメイドロック検査、貯水容量検査、完成検査  
建物

外観検査、寸法検査、設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査

## II 検査場所

日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設  
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附504番地22

## III 検査範囲

### 1. 検査対象施設及び範囲

#### その他の加工施設

##### 非常用設備

自動火災報知設備

#### その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）

貯水槽



## 建物

### ウラン濃縮建屋

#### 中央操作棟

#### 1号発回均質棟

#### 2号発回均質棟

#### 1号カスケード棟

#### 2号カスケード棟

### ウラン貯蔵・廃棄物建屋

#### A ウラン貯蔵庫

#### B ウラン貯蔵庫

#### ウラン貯蔵・廃棄物庫

#### 搬出入棟

### 補助建屋

#### A ウラン濃縮廃棄物建屋

#### 使用済遠心機保管建屋

#### 渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間）

#### 渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間）

#### 渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間）

## 2. 認可関係

### 認可年月日及び認可番号

令和2年3月26日 原規規発第2003265号

## IV 検査方法

### ①非常用設備

#### 自動火災報知設備

##### 1. 外観検査

###### a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

###### b. 検査手順

自動火災報知設備の外観を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－2 表－1、図－1～3参照)

## 2. 配置及び員数検査

### a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### b. 検査手順

自動火災報知設備の配置及び員数を立会い又は申請者の品質記録により確認する。  
(添付資料－2 表－1、図－1～3参照)

## 3. 系統検査

### a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### b. 検査手順

自動火災報知設備が非常用電源設備に接続されていることを申請者の品質記録により確認する。  
(添付資料－2 表－1、図－3参照)

## 4. 性能検査

### a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- (3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

### b. 検査手順

自動火災報知設備の感知器の作動又は発信機の操作により、総合操作盤及び発信機にて警報が作動すること、作動した感知器又は操作した発信機の識別番号が総合操作盤に表示されることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。  
(添付資料－2 表－1、図－1～3参照)

## ②その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）

### 貯水槽

#### 1. 支持地盤検査

##### a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

- (3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

b. 検査手順

- (1) 基盤が、鷹架層中部層の軽石凝灰岩層（貯水槽A）と粗粒砂岩層（貯水槽B）であることを申請者の品質記録により確認する。
- (2) 基盤深度の計測値を申請者の品質記録により確認する。
- (3) 支持地盤の許容支持力度を申請者の品質記録により確認する。  
(添付資料－3 表－1、図－1、2参照)

2. 鉄筋コンクリート検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- (3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

b. 検査手順

- (1) 鉄筋の材料を申請者の品質記録により確認する。
- (2) 鉄筋の本数及び配筋状態を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (3) コンクリートの圧縮強度を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (4) 貯水槽の仕上がり寸法（南北方向及び東西方向の内面並びに側壁の厚さ（4面））を立会い又は申請者の品質記録により確認する。  
(添付資料－3 表－1、図－1、2参照)

3. マンメイドロック検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- (3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

b. 検査手順

- (1) マンメイドロックのコンクリートの圧縮強度を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (2) 基礎下端（標高 28.1m）からマンメイドロック上端までの高さを立会い又は申請者の品質記録により確認する。  
(添付資料－3 表－1、図－1、2参照)

#### 4. 貯水容量検査

##### a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- (3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

##### b. 検査手順

貯水槽内部の寸法の測定結果により、貯水容量を算出し 12～13 時間程度の放水が可能なことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－3 表－1、図－1、2 参照)

#### 5. 完成検査

##### a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### b. 検査手順

貯水槽の内面に塗膜防水（塗膜防水材料を塗布）が施工されていること及び貯水槽全体が設工認申請書のとおり設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－3 表－1、図－1、2 参照)

### ③建物

#### 1. 外観検査

##### a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### b. 検査手順

##### 【ウラン濃縮建屋 中央操作棟】

- (1) 排水設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (2) 避雷設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (3) 安全避難通路等設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (4) モニタエリア（モニタ室）のレイアウト変更工事に係る室内の外観を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (5) モニタエリア（モニタ室）のレイアウト変更工事に係る室内のうち、汚染のおそ

れのある範囲の床面及び壁面が樹脂塗装等により仕上げられていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－4 表－14、図－2、3、5、6参照)

**【ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟、2号発回均質棟、2号カスケード棟】**

- (1) 排水設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (2) 避雷設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (3) 防火帯が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (4) 安全避難通路等設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－4 表－1、2、4、図－3、5、6参照)

**【ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟】**

- (1) 排水設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (2) 外気取入口にバードスクリーン（材質：鋼製、網目幅：10～20mm程度）が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (3) 安全避難通路等設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－4 表－3、図－3、4、6参照)

**【ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫】**

- (1) 排水設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (2) 防火帯が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (3) 安全避難通路等設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－4 表－5～7、図－3、6参照)

**【ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟、Aウラン濃縮廃棄物建屋、使用済遠心機保管建屋、渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間）、渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間）】**

- (1) 排水設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (2) 安全避難通路等設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－4 表－8～12、図－3、6参照)

【補助建屋、渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間）】

- (1) 排水設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (2) 避雷設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (3) 安全避難通路等設備が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－4 表－13、15, 図－3、5、6参照)

2. 寸法検査【ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟、2号発回均質棟、2号カスケード棟、ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫】

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- (3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

b. 検査手順

- (1) 防火帯の幅を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (2) 火災源と防護対象の建物との離隔距離を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料－4 表－1、2、4～7参照)

3. 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

b. 検査手順

ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟、2号発回均質棟、1号カスケード棟、2号カスケード棟、ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫、搬出入棟、Aウラン濃縮廃棄物建屋、使用済遠心機保管建屋、渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間）、渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間）、渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間）について、添付資料－4「表－17－1～17－4」のとおり、下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。

- ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）

- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・安全避難通路等（第19条）

## V 判定基準

### ①非常用設備

#### 自動火災報知設備

##### 1. 外観検査

自動火災報知設備の外観に使用上有害な傷、変形のないこと。

##### 2. 配置及び員数検査

(1) 自動火災報知設備の配置が設工認申請書のとおりであること。

(2) 自動火災報知設備の員数が以下のとおりであること。

煙感知器 984 台、熱感知器 66 台、炎感知器 32 台、発信機（表示灯、音響装置含む）  
120 台、音響装置 6 台

##### 3. 系統検査

自動火災報知設備が非常用電源設備に接続されていること。

##### 4. 性能検査

自動火災報知設備の感知器の作動又は発信機の操作により、総合操作盤及び発信機にて警報が作動すること、作動した感知器又は操作した発信機の識別番号が総合操作盤に表示されること。

### ②その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）

#### 貯水槽

##### 1. 支持地盤検査

(1) 基盤が、鷹架層中部層の軽石凝灰岩層（貯水槽A）と粗粒砂岩層（貯水槽B）であること。

(2) 基盤深度が、基礎下端（標高 28.1m）以下であること。

(3) 支持地盤の支持力度が許容支持力度（短期 2000 kN/m<sup>2</sup>）以上であること。

## 2. 鉄筋コンクリート検査

- (1) 鉄筋の材料が、SD345 (JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) 適合品) であること。
- (2) 鉄筋の本数及び配筋状態が、設工認申請書のとおりであること。
- (3) コンクリートの圧縮強度が、設計基準強度 (24N/mm<sup>2</sup>) 以上であること。
- (4) 貯水槽の仕上がり寸法が、設工認申請書のとおりであること。

## 3. マンメイドロック検査

- (1) マンメイドロックのコンクリートの圧縮強度が設計基準強度 (18N/mm<sup>2</sup>) 以上であること。
- (2) 基礎下端 (標高 28.1m) からマンメイドロック上端までの高さが 4.0m 以上であること。

## 4. 貯水容量検査

12～13 時間程度の放水が可能な貯水容量 400m<sup>3</sup> 以上 (200m<sup>3</sup>×2 基) であること。

## 5. 完成検査

- (1) 貯水槽全体の外観に使用上有害な傷、変形のないこと及びマンホール、昇降設備等が設工認申請書のとおり設置されていること。
- (2) 内面に塗膜防水 (塗膜防水材を塗布) が施工されていること。

## ③建物

### 1. 外観検査

#### 【ウラン濃縮建屋 中央操作棟】

- (1) 屋根の水勾配が設けられ、排水設備 (雨樋) が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (2) 避雷設備が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (3) 安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (4) モニタエリア (モニタ室) のレイアウト変更工事に係る外観に使用上有害な開口がないこと。
- (5) モニタエリア (モニタ室) のレイアウト変更工事に係る室内のうち、汚染のおそれのある範囲の床面及び壁面が樹脂塗装等により仕上げられていること。

#### 【ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟、2号発回均質棟、2号カスケード棟】

- (1) 屋根の水勾配が設けられ、排水設備 (雨樋) が設置され、取り付け状態に異常がな



いこと。

- (2) 避雷設備が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (3) 防火帯が設置され、設置状態に異常がないこと。
- (4) 安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。

**【ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟】**

- (1) 屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (2) 外気取入口にバードスクリーン（材質：鋼製、網目幅：10～20mm程度）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (3) 安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。

**【ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫】**

- (1) 屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (2) 防火帯が設置され、設置状態に異常がないこと。
- (3) 安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。

**【ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟、Aウラン濃縮廃棄物建屋、使用済遠心機保管建屋、渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間）、渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間）】**

- (1) 屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (2) 安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。

**【補助建屋、渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間）】**

- (1) 屋根の水勾配が設けられ、排水設備（雨樋）が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (2) 避雷設備が設置され、取り付け状態に異常がないこと。
- (3) 安全避難通路等設備等が設工認申請書のとおり設置されていること及び誘導灯等の照明が設置され、取り付け状態に異常がないこと。

## 2. 寸法検査

【ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟、2号発回均質棟、2号カスケード棟、ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫】

- (1) 防火帯の幅が20m以上であること。
- (2) 火災源と防護対象の建物との離隔距離が35m以上であること。

## 3. 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査

【ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟、2号発回均質棟、1号カスケード棟、2号カスケード棟、ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫、搬出入棟、Aウラン濃縮廃棄物建屋、使用済遠心機保管建屋、渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間）、渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間）、渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間）】

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・安全避難通路等（第19条）

## VI 添付資料

添付資料－1 立会区分表

添付資料－2 関連図面等一覧（非常用設備）

- (1/21) 表－1 (1/2) 非常用設備の仕様（自動火災報知設備）
- (2/21) 表－1 (2/2) 非常用設備の仕様（自動火災報知設備）
- (3/21) 図－1 (1/16) 非常用設備（自動火災報知設備）配置概略図  
ウラン濃縮建屋 中央操作棟 1階
- (4/21) 図－1 (2/16) 非常用設備（自動火災報知設備）配置概略図  
ウラン濃縮建屋 中央操作棟 2階
- (5/21) 図－1 (3/16) 非常用設備（自動火災報知設備）配置概略図  
ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟
- (6/21) 図－1 (4/16) 非常用設備（自動火災報知設備）配置概略図

- ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 1階  
 (7/21) 図-1 (5/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 2階  
 (8/21) 図-1 (6/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟  
 (9/21) 図-1 (7/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 1階  
 (10/21) 図-1 (8/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 2階  
 (11/21) 図-1 (9/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 補助建屋  
 (12/21) 図-1 (10/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間)  
 (13/21) 図-1 (11/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間)  
 (14/21) 図-1 (12/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫  
 (15/21) 図-1 (13/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫  
 (16/21) 図-1 (14/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫  
 (17/21) 図-1 (15/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟及びAウラン濃縮  
 廃棄物建屋  
 (18/21) 図-1 (16/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 使用済遠心機保管建屋  
 (19/21) 図-2 (1/2) 非常用設備 (自動火災報知設備 (機器周り)) 配置概略図  
 ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟  
 (20/21) 図-2 (2/2) 非常用設備 (自動火災報知設備 (機器周り)) 配置概略  
 図 ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟  
 (21/21) 図-3 自動火災報知設備の系統概略図

図-3については、設工認申請書の説明資料に感知器の台数等を追記。

添付資料-3 関連図面等一覧 (その他の主要な設備 (重大事故等対処資機材))

- (1/4) 表-1 (1/2) その他の主要な設備 (重大事故等対処資機材) の仕様 (貯水槽)  
 (2/4) 表-1 (2/2) その他の主要な設備 (重大事故等対処資機材) の仕様 (貯水槽)

(3/4) 図-1 その他の主要な設備 (重大事故等対処資機材 (貯水槽)) 構造図

(4/4) 図-2 その他の主要な設備 (重大事故等対処資機材 (貯水槽)) 機器配置概略図

図-1については、設工認申請書の構造図に判定基準等を追記。

添付資料-4 関連図面等一覧 (建物)

(1/99) 表-1 (1/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟)

(2/99) 表-1 (2/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟)

(3/99) 表-1 (3/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟)

(4/99) 表-2 (1/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟)

(5/99) 表-2 (2/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟)

(6/99) 表-2 (3/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟)

(7/99) 表-3 (1/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟)

(8/99) 表-3 (2/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟)

(9/99) 表-3 (3/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟)

(10/99) 表-4 (1/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟)

(11/99) 表-4 (2/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟)

(12/99) 表-4 (3/3) 建物の仕様 (ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟)

(13/99) 表-5 (1/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫)

(14/99) 表-5 (2/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫)

(15/99) 表-5 (3/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫)

(16/99) 表-6 (1/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫)

(17/99) 表-6 (2/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫)

(18/99) 表-6 (3/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫)

(19/99) 表-7 (1/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫)

(20/99) 表-7 (2/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫)

(21/99) 表-7 (3/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫)

(22/99) 表-8 (1/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟)

(23/99) 表-8 (2/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟)

(24/99) 表-8 (3/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟)

(25/99) 表-9 (1/3) 建物の仕様 (Aウラン濃縮廃棄物建屋)

(26/99) 表-9 (2/3) 建物の仕様 (Aウラン濃縮廃棄物建屋)

(27/99) 表-9 (3/3) 建物の仕様 (Aウラン濃縮廃棄物建屋)

- (28/99) 表-10 (1/3) 建物の仕様 (使用済遠心機保管建屋)
- (29/99) 表-10 (2/3) 建物の仕様 (使用済遠心機保管建屋)
- (30/99) 表-10 (3/3) 建物の仕様 (使用済遠心機保管建屋)
- (31/99) 表-11 (1/3) 建物の仕様 (渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間))
- (32/99) 表-11 (2/3) 建物の仕様 (渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間))
- (33/99) 表-11 (3/3) 建物の仕様 (渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間))
- (34/99) 表-12 (1/3) 建物の仕様 (渡り廊下 (中央操作棟-補助建屋間))
- (35/99) 表-12 (2/3) 建物の仕様 (渡り廊下 (中央操作棟-補助建屋間))
- (36/99) 表-12 (3/3) 建物の仕様 (渡り廊下 (中央操作棟-補助建屋間))
- (37/99) 表-13 (1/3) 建物の仕様 (渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間))
- (38/99) 表-13 (2/3) 建物の仕様 (渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間))
- (39/99) 表-13 (3/3) 建物の仕様 (渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間))
- (40/99) 表-14 (1/4) 前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (中央操作棟)
- (41/99) 表-14 (2/4) 前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (中央操作棟)
- (42/99) 表-14 (3/4) 前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (中央操作棟)
- (43/99) 表-14 (4/4) 前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (中央操作棟)
- (44/99) 表-15 (1/2) 前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (補助建屋)
- (45/99) 表-15 (2/2) 前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (補助建屋)
- (46/99) 図-1 敷地内配置図
- (47/99) 図-2 (1/3) 管理区域区分及び防火区画等 配置概略図

- (48/99) 図-2 (2/3) 管理区域区分及び防火区画等 配置概略図
- (49/99) 図-2 (3/3) 管理区域区分及び防火区画等 配置概略図
- (50/99) 図-3 排水設備 配置概略図
- (51/99) 図-4 外気取入口 (バードスクリーン) 配置概略図
- (52/99) 図-5 (1/3) 避雷設備 (避雷導体) 配置概略図
- (53/99) 図-5 (2/3) 避雷設備 (避雷針) 配置概略図
- (54/99) 図-5 (3/3) 避雷設備 (接地網) 配置概略図
- (55/99) 図-6 (1/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 中央操作棟 1階
- (56/99) 図-6 (2/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 中央操作棟 2階
- (57/99) 図-6 (3/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 中央操作棟 2階 (中央制御室)
- (58/99) 図-6 (4/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟
- (59/99) 図-6 (5/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 1階
- (60/99) 図-6 (6/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 2階
- (61/99) 図-6 (7/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟
- (62/99) 図-6 (8/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 1階
- (63/99) 図-6 (9/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 2階
- (64/99) 図-6 (10/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
補助建屋
- (65/99) 図-6 (11/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間)
- (66/99) 図-6 (12/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間)
- (67/99) 図-6 (13/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫
- (68/99) 図-6 (14/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫

- (69/99) 図-6 (15/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫
- (70/99) 図-6 (16/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟及びAウラン濃縮  
廃棄物建屋
- (71/99) 図-6 (17/17) 安全避難通路等設備 配置概略図  
使用済遠心機保管建屋
- (72/99) 表-17-1 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準(検査項目一覧)
- 【検査項目一覧】**
- (73/99) 表-17-2 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟)
- 【検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟 (1/2))】**
- (74/99) 表-17-2 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟)
- 【検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟 (2/2))】**
- (75/99) 表-17-3 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟)
- 【検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟 (1/3))】**
- (76/99) 表-17-3 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟)
- 【検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟 (2/3))】**
- (77/99) 表-17-3 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟)
- 【検査項目、方法及び判定基準(ウラン濃縮建屋 2号発**

回均質棟（3／3）】

（78／99）表－17－4 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟）

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟（1／2））】

（79／99）表－17－4 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟）

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟（2／2））】

（80／99）表－17－5 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟）

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟（1／2））】

（81／99）表－17－5 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟）

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟（2／2））】

（82／99）表－17－6 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫）

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫（1／2））】

（83／99）表－17－6 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫）

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫（2／2））】

（84／99）表－17－7 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫）

【検査項目、方法及び判定基準（ウラン貯蔵・廃棄物建屋



- B ウラン貯蔵庫 (1 / 2))】
- (85 / 99) 表-17-7 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 B ウラン貯蔵庫)  
【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 B ウラン貯蔵庫 (2 / 2))】
- (86 / 99) 表-17-8 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫)  
【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫 (1 / 2))】
- (87 / 99) 表-17-8 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫)  
【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫 (2 / 2))】
- (88 / 99) 表-17-9 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟)  
【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟 (1 / 2))】
- (89 / 99) 表-17-9 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟)  
【検査項目、方法及び判定基準 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟 (2 / 2))】
- (90 / 99) 表-17-10 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準 (A ウラン濃縮廃棄物建屋)  
【検査項目、方法及び判定基準 (A ウラン濃縮廃棄物建屋 (1 / 2))】
- (91 / 99) 表-17-10 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準 (A ウラン濃縮廃棄物建屋)  
【検査項目、方法及び判定基準 (A ウラン濃縮廃棄物建

- 屋（2／2）】
- (92／99) 表－17－11 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（使用済遠心機保管建屋）  
【検査項目、方法及び判定基準（使用済遠心機保管建屋（1／2））】
- (93／99) 表－17－11 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（使用済遠心機保管建屋）  
【検査項目、方法及び判定基準（使用済遠心機保管建屋（2／2））】
- (94／99) 表－17－12 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間））  
【検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間（1／2）））】
- (95／99) 表－17－12 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間））  
【検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間（2／2）））】
- (96／99) 表－17－13 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間））  
【検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間（1／2）））】
- (97／99) 表－17－13 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間））  
【検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間（2／2）））】
- (98／99) 表－17－14 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間））  
【検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－

2号発回均質棟間（1／2））】

（99／99）表－17－14 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間）

【検査項目、方法及び判定基準（渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間（2／2）））】

添付資料－5 使用前検査成績書様式

# 立会区分表

施設区分	設備等の名称	重要度による区分		立会区分										
		安重区分	耐震重要度分類	外観検査	配置及び員数検査	系統検査	性能検査	支持地盤検査	鉄筋コンクリート検査	マンメイドロック検査	貯水容量検査	完成検査	備考	
その他の加工施設	非常用設備 自動火災報知器	非安重	第3類	A/B	A/B	B	A/B							記号説明 A/B：立会検査又は記録検査
	その他の主要な設備 (重大事故等対処資機材) 貯水槽	非安重	—	—	—	—	—	B	A/B	A/B	A/B	A/B	B：記録検査	

## 立会区分表

施設区分	設備等の名称	重要度による区分		立会区分			
		安重区分	耐震重要度分類	外観検査	寸法検査	適合性確認の検査※1	備考
その他の加工施設	ウラン濃縮建屋 中央操作室	非安重	第2類※2	A/B	—	—	記号説明 A/B：立会検査又は記録検査 B：記録検査
	ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟、2号発回均質棟		第1類		A/B	B	
	ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟		第2類		—		
	ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟				第1類	A/B	
	ウラン貯蔵・廃棄物建屋 A ウラン貯蔵庫、B ウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫		第2類			—	
	ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟				第1類	—	
	補助建屋		第2類			—	
	A ウラン濃縮廃棄物建屋、使用済遠心機保管建屋、渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間）、渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間）、渡り廊下（中央操作棟－2号発回均質棟間）				第2類	—	

※1：設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査

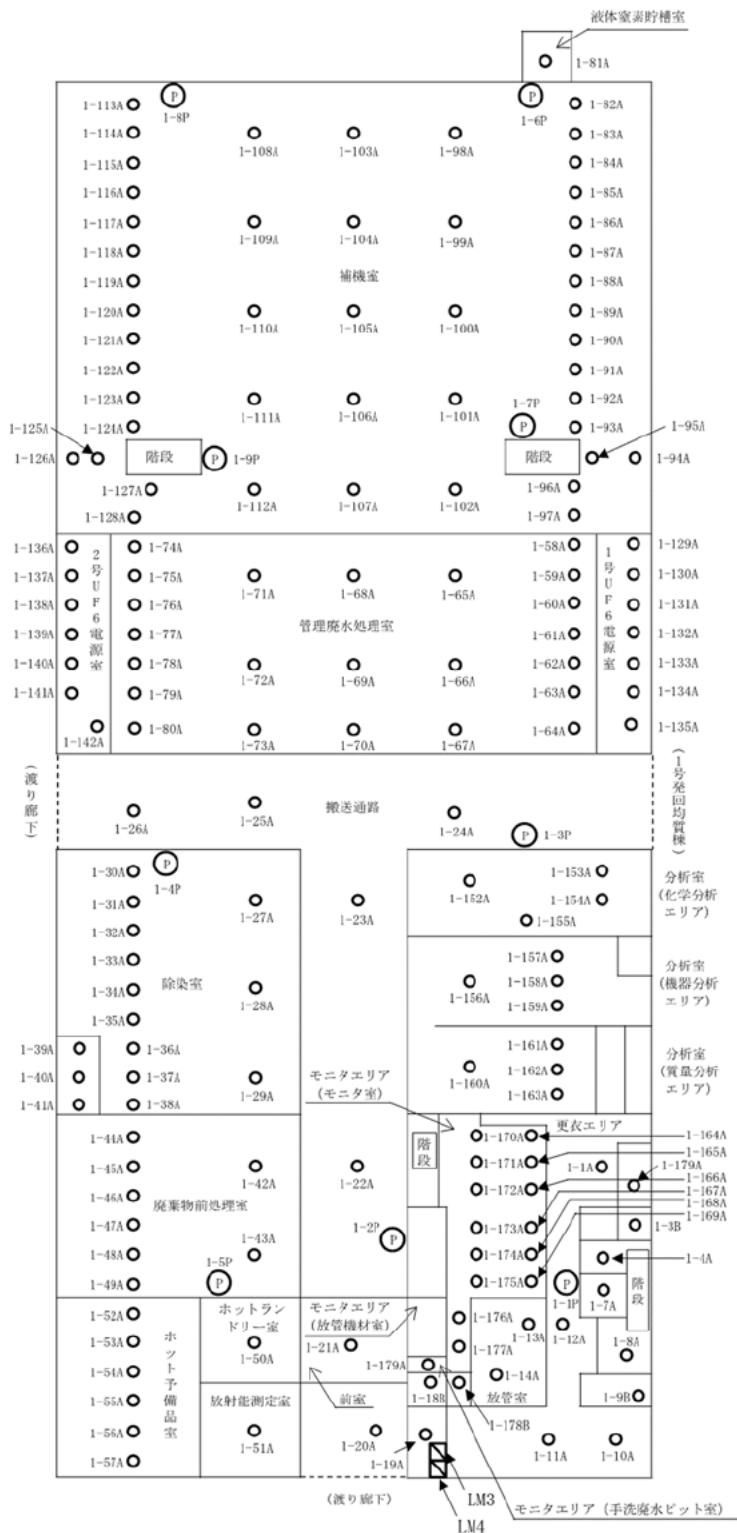
※2：中央操作棟に収納する第1類の機器への波及的影響を考慮し、第1類の地震力を用いる

表－１（１／２） 非常用設備の仕様（自動火災報知設備）

設備・機器名称		非常用設備
設置場所		図－１、図－２のとおり
機器名		自動火災報知設備
台数		一式（自動火災報知設備は、感知器、発信機（表示灯、音響装置含む）、中継器、主中継器及び総合操作盤により構成される。）
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウラン貯蔵・廃棄物建屋、Aウラン濃縮廃棄物建屋への感知器の新規設置</li> <li>・コールドトラップ周辺への炎感知器の新規設置</li> <li>・設備更新</li> </ul>
一般仕様	型式	－
	主要な構造材	－
	寸法	－
	設計圧力	－
	設計温度	－
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	感知方式：煙感知、熱感知、炎感知
技術基準への適合	核燃料物質の臨界防止	－
	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の発生を早期に感知するために消防法に基づき本施設の各建物に自動火災報知設備を設置し、中央制御室に警報を発する設計とする。</li> <li>・感知器については、型式適合検定に合格したものを感知区域ごとに感知器の種別及び取付け面の高さ・構造等に応じて消防法で定める必要個数を設置し、火災を有効に感知するように設置する。この他、発信機等についても型式適合検定に合格したものを消防法に定める必要個数設置する。</li> <li>・可燃性の機械油を内包する機器の火災を早期に感知するため、コールドトラップの周辺に炎感知器を設け、中央制御室に警報を発する設計とする。なお、炎感知器についても型式適合検定に合格したものをを用いる。（均質槽周辺へ設置する感知器については、均質槽の防護カバーの設置に合わせて工事を行うことから次回以降に申請を行う。）</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N値 50 以上の地耐力を有する地盤に設置する建物に収納する設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 3 類
	津波による損傷の防止	標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置する建物に収納する設計とする。
	外部からの衝撃による損傷の防止	敷地及び敷地周辺の状況から想定される自然現象及び人為事象により安全機能が損なわれないよう建物に収納するとともに消防法等に基づき設計する。
	人の不法な侵入等の防止	－
	溢水による損傷の防止	－

表－１（２／２） 非常用設備の仕様（自動火災報知設備）

技術基準への適合	材料及び構造	－
	閉じ込めの機能	－
	遮蔽	－
	換気	－
	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を維持するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、機器は作業者の立入りが可能となるように設置する設計とする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	－
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	外部電源からの電気の供給が停止した場合においても使用できるように、非常用電源設備に接続する設計とする。
	通信連絡設備	－
その他事業許可で求める仕様	－	
添付図	図－１、図－２	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（イ）－１に示す。	



センサー及び発信機の付番号内訳は以下のとおり、

系番号	個別番号	種別
		A: 煙感知器
		B: 熱感知器
		P: 発信機

(注1) 本図に示す付番号は、図中の通し番号と異なり、総合操作盤に表示される番号とは異なる(以降の図においても同様)。

凡例  
 ○: センサー  
 Ⓟ: 発信機 (表示灯、音響装置含む。)  
 □: 主中継器

図-1 (1/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン濃縮建屋 中央操作棟 1階





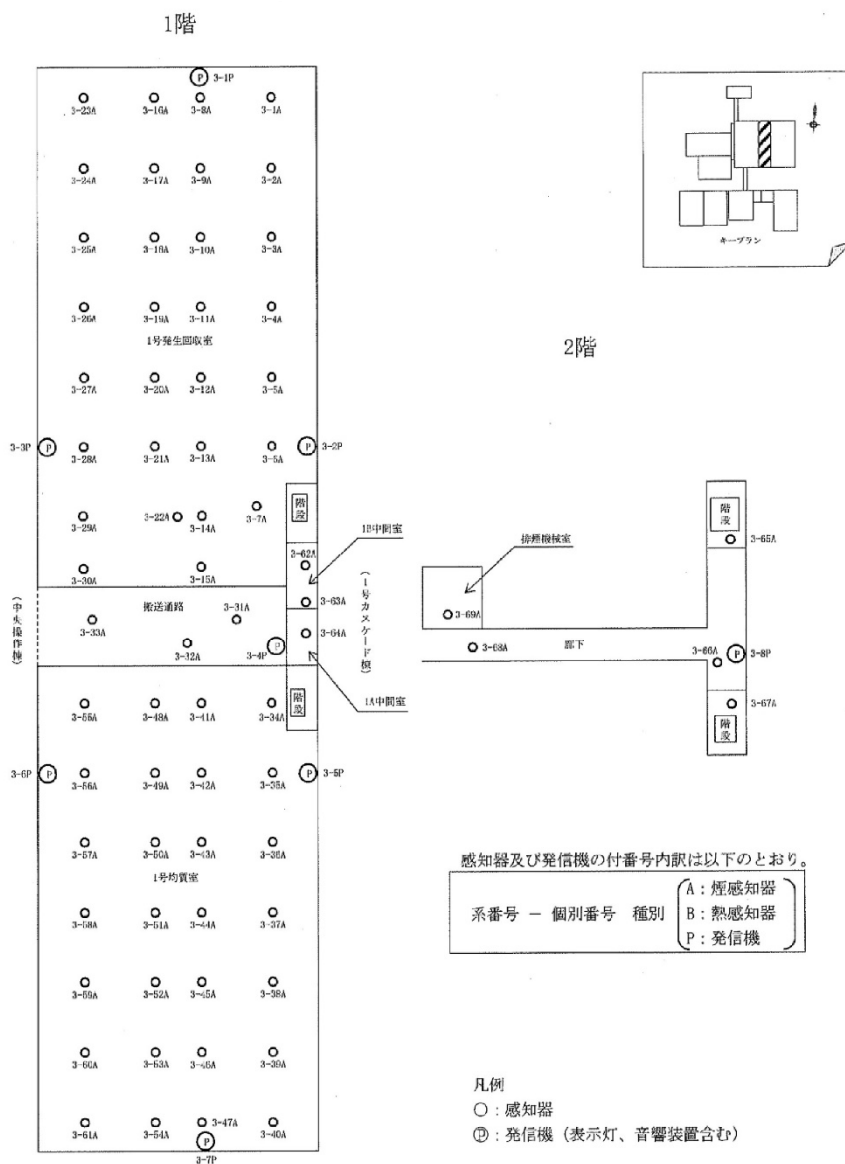


図-1 (3/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟

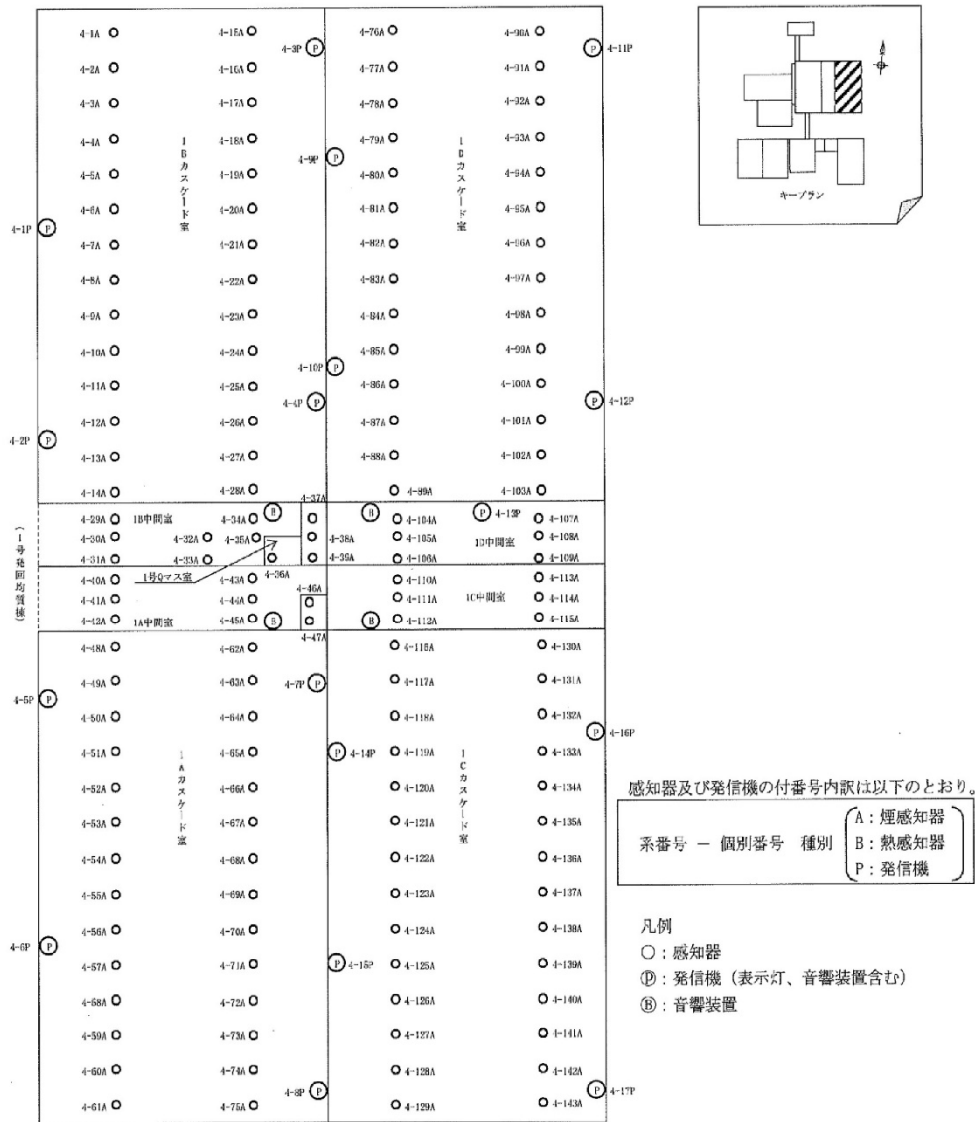
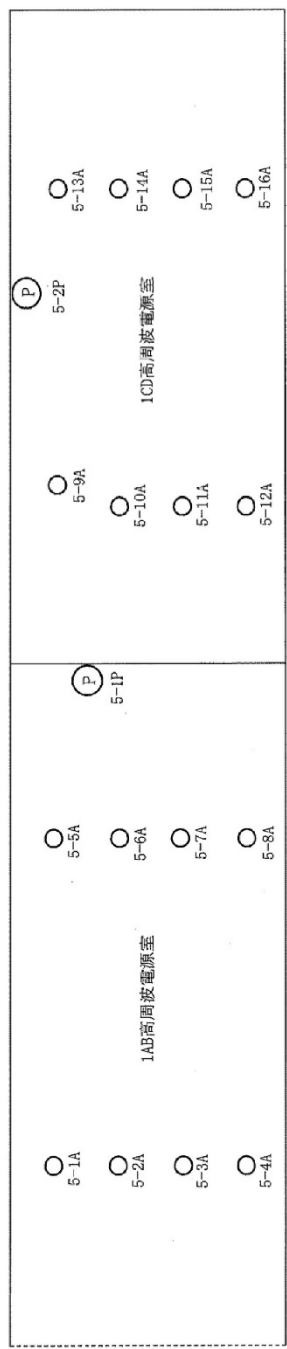
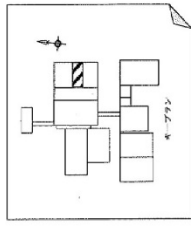


図-1 (4/16) 非常用設備（自動火災報知設備）配置概略図  
 ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 1階



(1号発回均質棟)

感知器及び発信機の付番号内訳は以下のとおり。

系番号	一	個別番号	種別
A			煙感知器
B			熱感知器
P			発信機

- 凡例
- ：感知器
  - ⊙：発信機 (表示灯、音響装置含む)

図-1 (5/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図 ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 2階











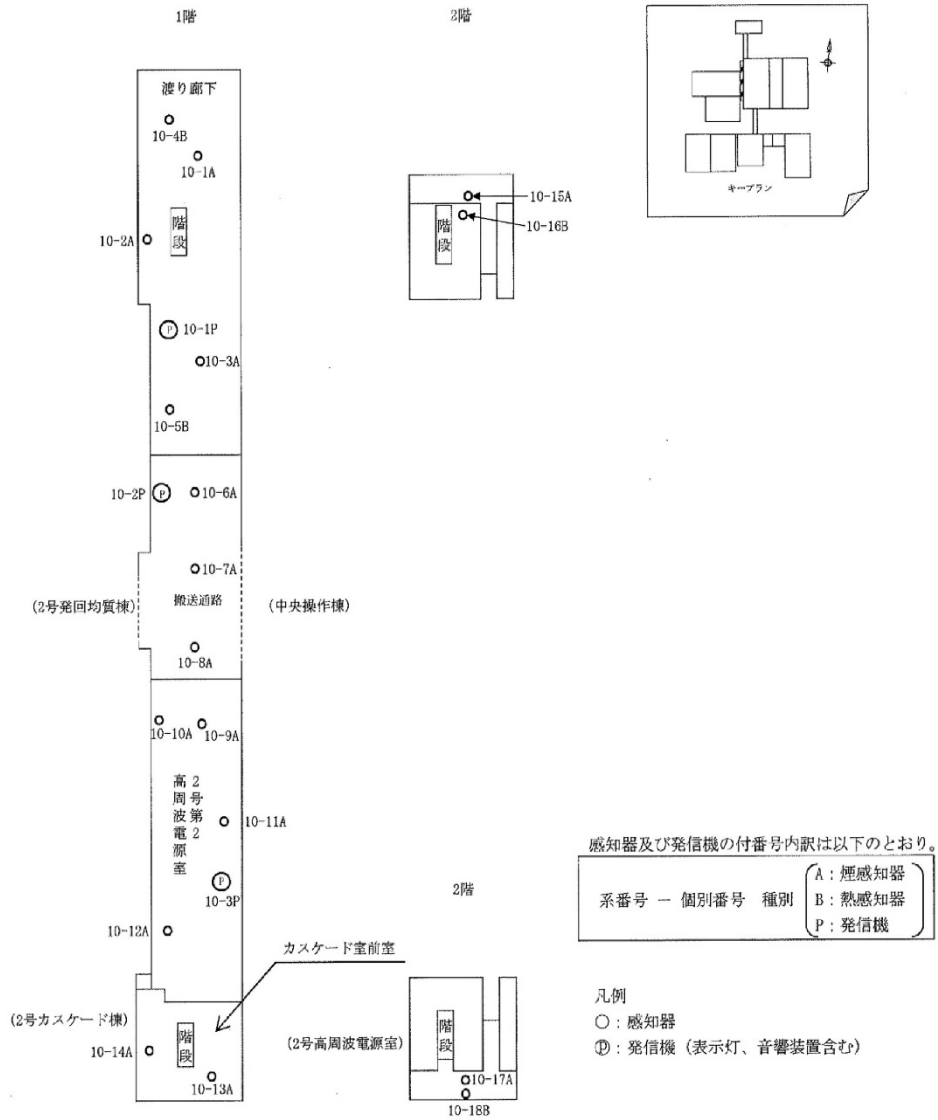


図-1 (10/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間)

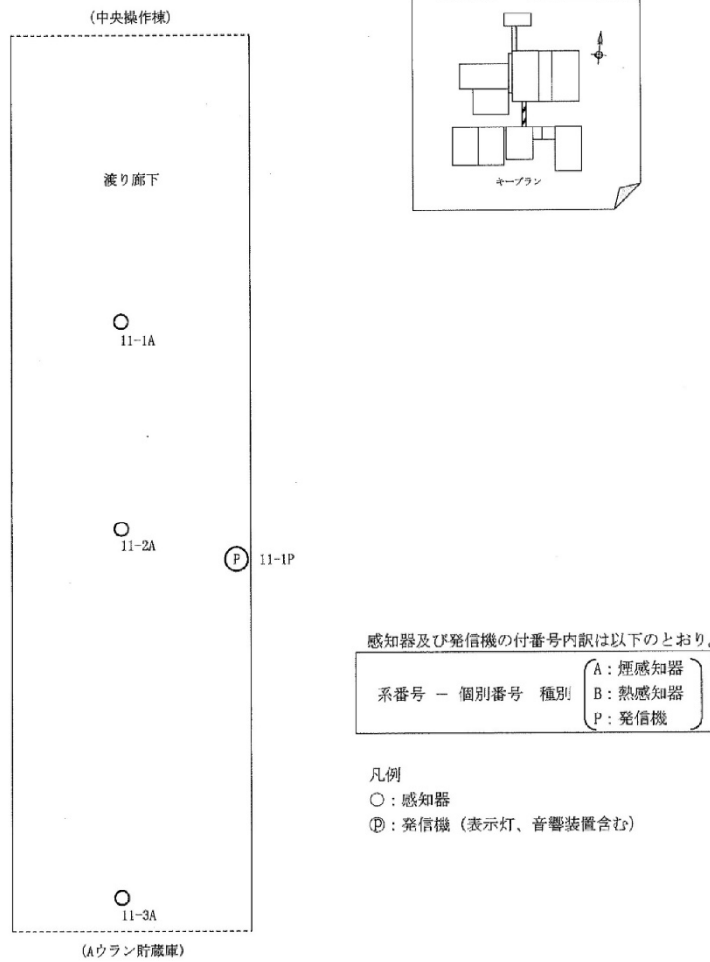
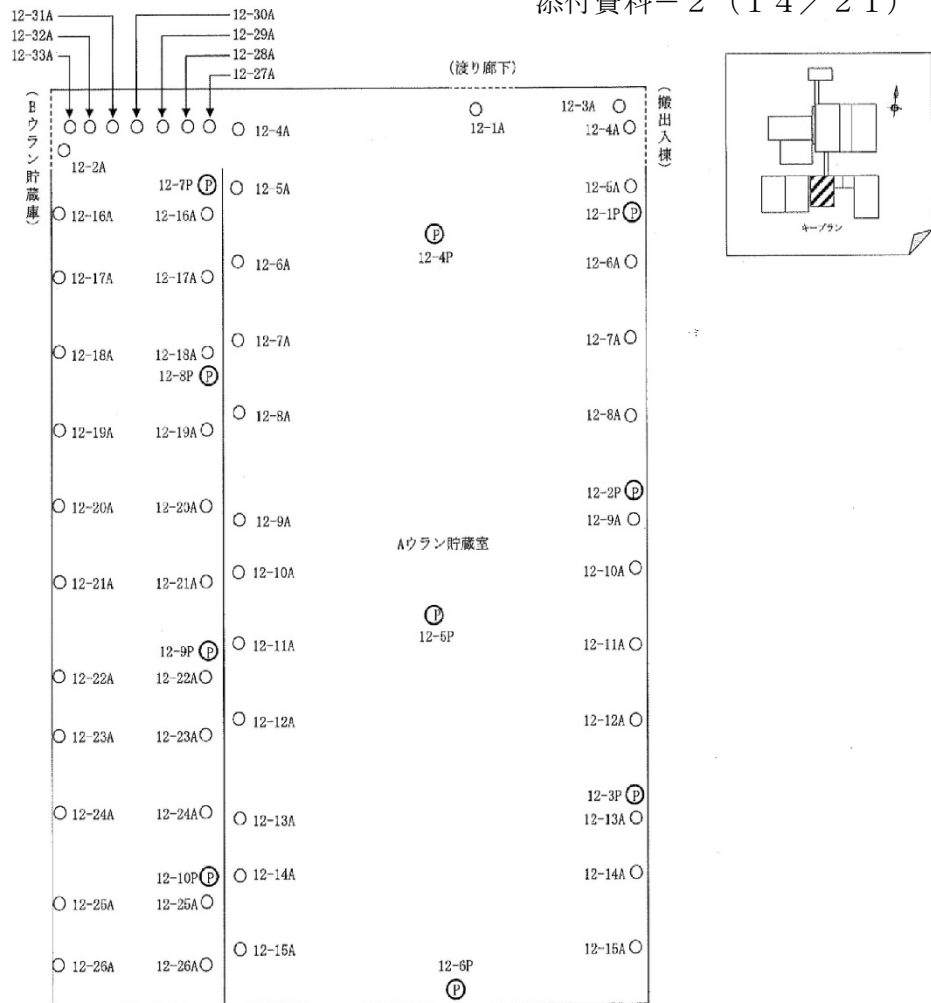


図-1 (11/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間)

添付資料-2 (14/21)



(注) 分離型の感知器 (12-4A~12-26A) については、同番号を付番している。

感知器及び発信機の付番号内訳は以下のとおり。

系番号	-	個別番号	種別	( A : 煙感知器 B : 熱感知器 P : 発信機 )
-----	---	------	----	-------------------------------------

凡例

○ : 感知器

Ⓟ : 発信機 (表示灯、音響装置含む)

図-1 (12/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図

ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫

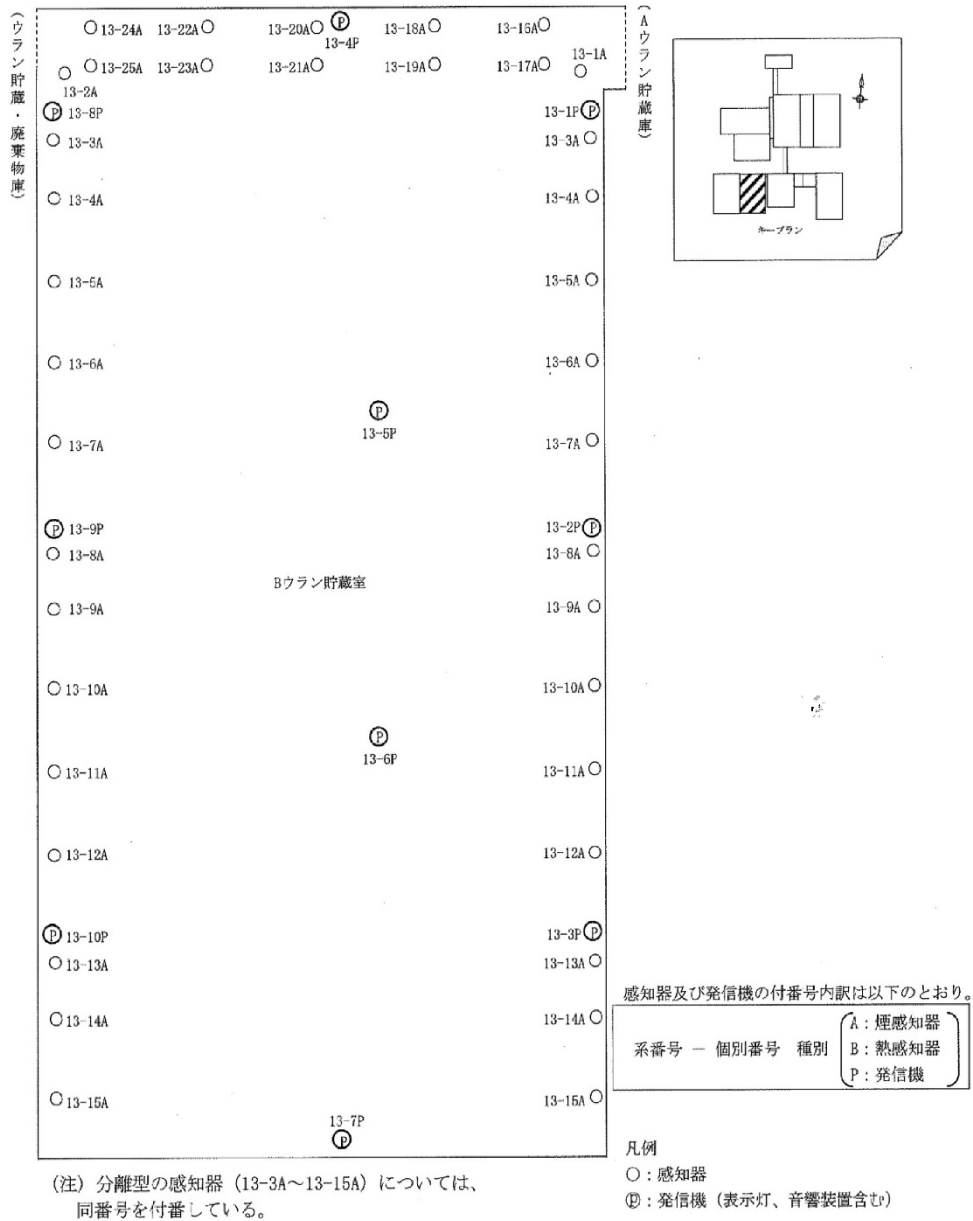
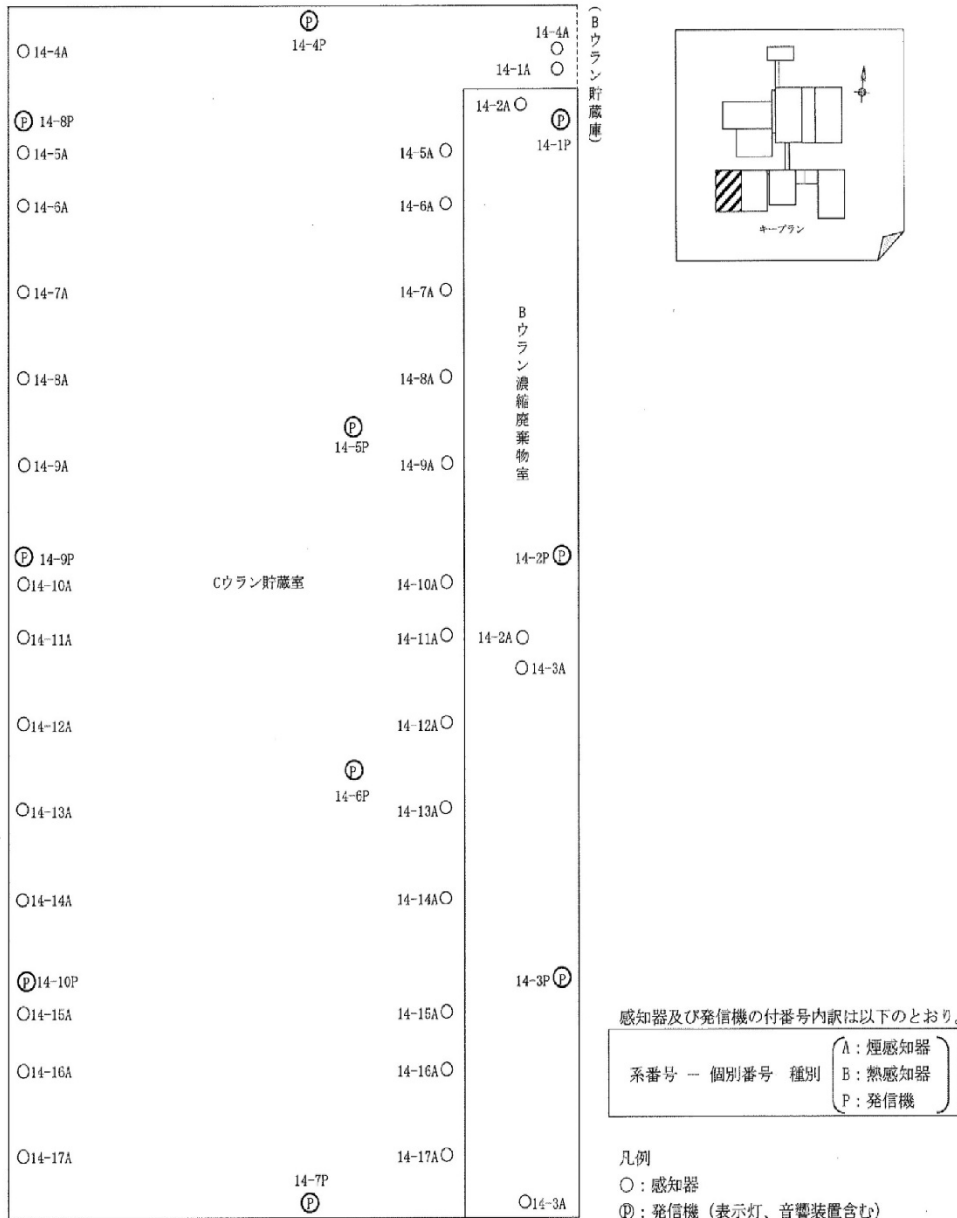
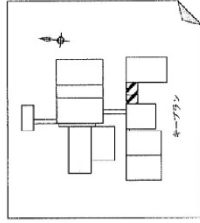


図-1 (13/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫

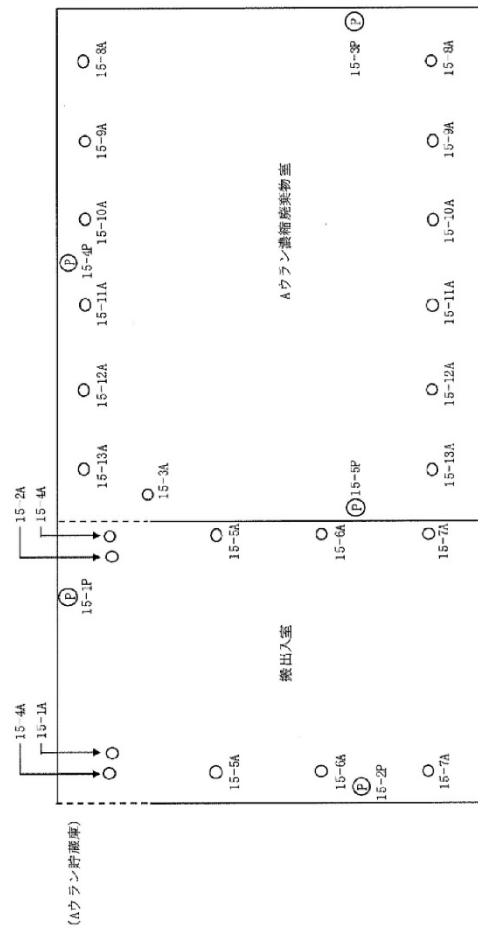


(注) 分離型の感知器 (14-2A~14-17A) については、同番号を付番している。

図-1 (14/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫



(使用設備中心機原簿誌画)



(注) 分離型の感知器 (15-4A~15-13A) については、同番号を付番している。

感知器及び発信機の付番号内訳は以下のとおり。

系番号	個別番号	種別
A		煙感知器
B		熱感知器
F		発信機

凡例

○：感知器

ⓐ：発信機 (表示灯、音響装置含む)

図-1 (15/16) 非常用設備 (自動火災報知設備) 配置概略図  
ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟及びAウラン濃縮廃棄物建屋

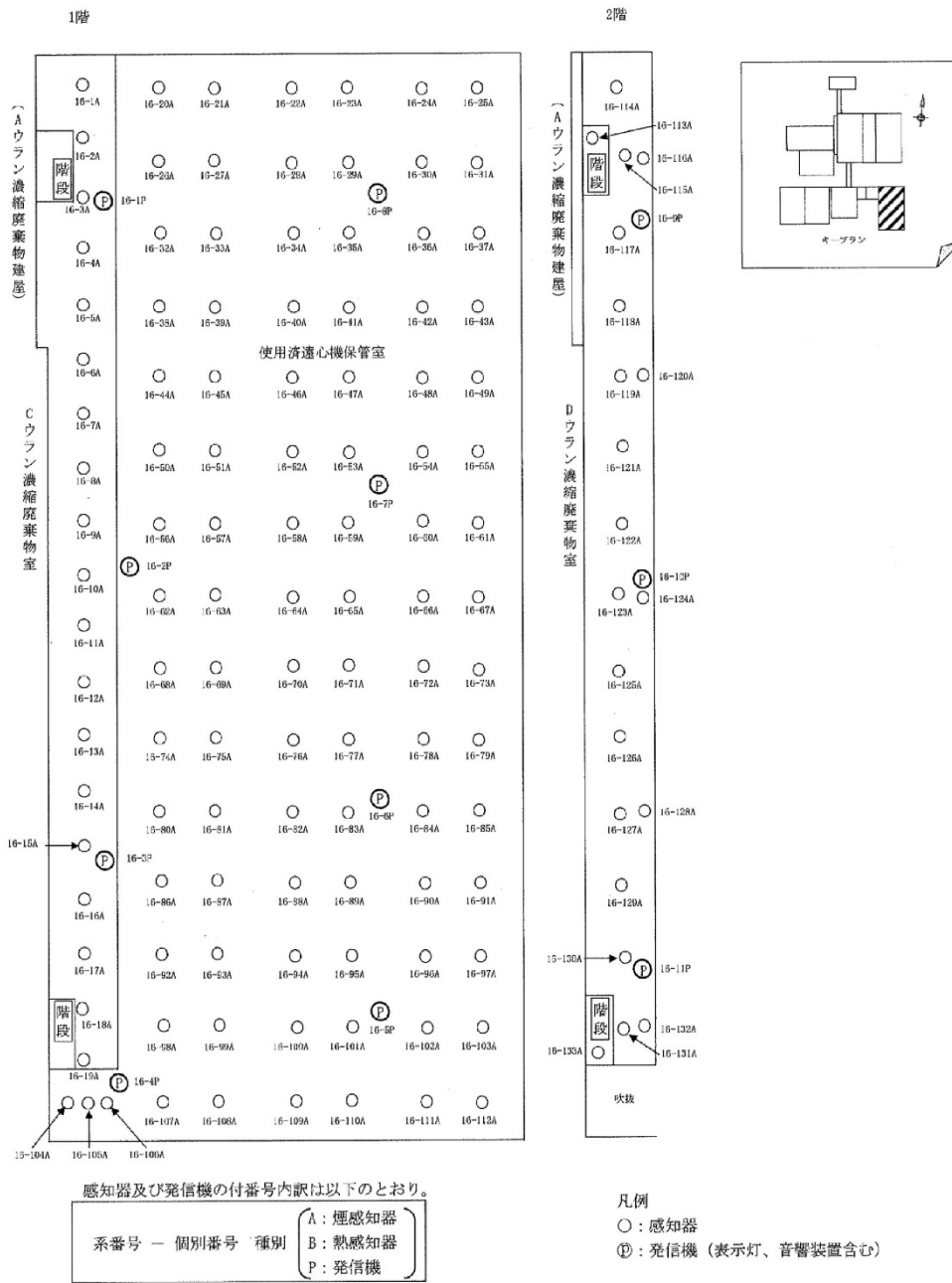
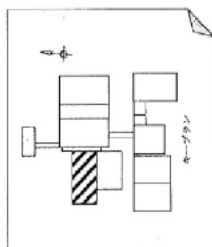


図-1 (16/16) 非常用設備（自動火災報知設備）配置概略図  
使用済遠心機保管建屋



感知器の付番号内訳は以下のとおり。

系番号 - 個別番号 種別 [ C : 炎感知器 ]

(注) 本図に示す付番号は、図中の通し番号であり、総合操作盤に表示される番号とは異なる(以降の図においても同様)。

凡例

○ : 感知器

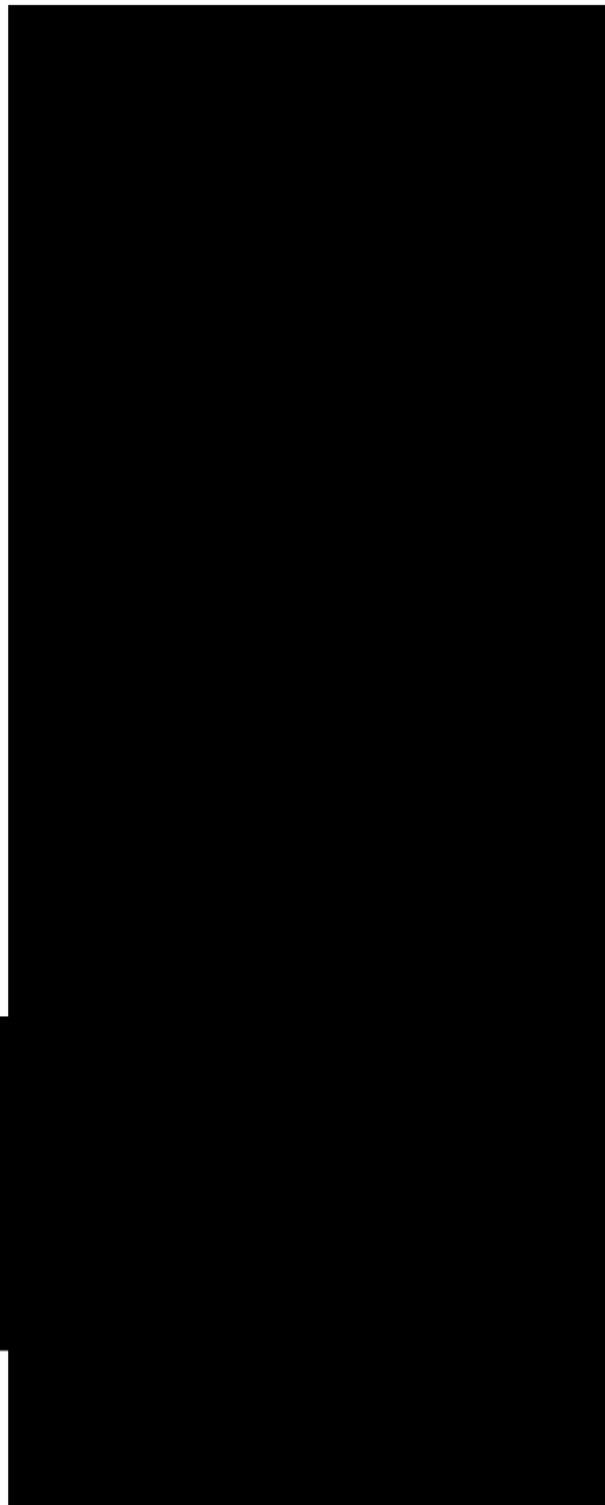
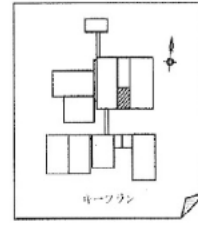


図-2 (1/2) 非常用設備 (自動火災報知設備 (機器周り))  
ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟 配置概略図





(中央操作機)

(1号カスケード棟)

感知器の付番号内訳は以下のとおり。

系番号	-	個別番号	種別	[ C: 炎感知器 ]
-----	---	------	----	-------------

凡例  
○: 感知器

図-2 (2/2) 非常用設備 (自動火災報知設備 (機器周り)) 配置概略図  
ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟



表-1 (1/2) その他の主要な設備 (重大事故等対処資機材) の仕様 (貯水槽)

設備・機器名称		その他の主要な設備
設置場所		屋外 (2号発回均質棟周辺)
機器名		貯水槽
台数		2基
変更の内容		新規設置
一般仕様	型式	地下構造物
	主要な構造材	直接基礎 鉄筋コンクリート造
	寸法	幅(NS方向) :約11.0m(外面寸法) (EW方向) :約11.0m(外面寸法) 高さ :約8.0m(外面寸法) 厚さ(頂版) :約1.5m(外面寸法) (底版) :約2.0m(外面寸法) (側壁) :約1.5m(外面寸法)
	設計圧力	—
	設計温度	—
	その他の構成機器	—
	核燃料物質の状態	—
	その他の性能	貯水容量 約400m <sup>3</sup> (約200m <sup>3</sup> ×2基)
	事業許可で求める仕様 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造とし、1Gの静的地震力を受けた場合でも漏水が発生しない構造 (各部材に発生する応力度が短期許容応力度以下となる設計) とする。</li> <li>・凍結を防止するために地下に埋設する設計とする。</li> <li>・屋上放水装置及び消防自動車により、12~13時間 (均質槽 (中間製品容器) の最大充填量の液体UF<sub>6</sub>が自然放熱により固体となるまでの時間に相当) の間、放水することが可能な量を確保する設計とする。</li> </ul>
参考とした技術基準の要求事項に対する設計 ※	第十九条 重大事故等対処施設の地盤	1Gの静的地震力が作用した場合でも当該施設を十分支持できるN値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	第二十条 地震による損傷の防止	1Gの静的地震力を受けた場合でも漏水が発生しない構造とする。(各部材に発生する応力度が短期許容応力度以下となる設計)

※ 貯水槽は「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十二条に基づき重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に必要な措置を講じるための資機材として設置するものである。

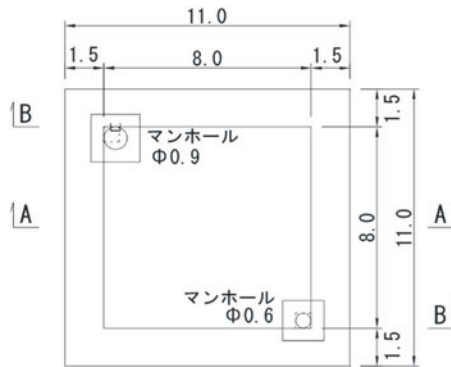
貯水槽は、事業変更許可申請書の要求事項を踏まえた設計とする。また、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」においてブルトニウムを取り扱う加工施設に対して要求されている第十九条、第二十条、第二十二条、第二十七条の要求事項を参考とし設計を行う。

表－1（2／2） その他の主要な設備（重大事故等対処資機材）の仕様（貯水槽）

参考とした技術基準の要求事項に対する設計※	第二十二條 重大事故等対処設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・均質槽（中間製品容器）の最大充填量の液体 UF<sub>6</sub> が自然放熱により固体となるまでの時間に相当する 12～13 時間の間、屋上放水装置及び消防自動車により、放水することが可能な容量を確保する設計とする。</li> <li>・低温により内部の水が凍結しないように、地中温度が氷点下とまらない深さに設置する設計とするとともに、重大事故等が想定される建物から離れた屋外に設置する設計とし、重大事故等発生時に想定される環境条件においても、その機能を発揮することができる設計とする。</li> <li>・地震、低温・凍結などの共通要因により、その機能が損なわれることがないように設計するとともに、設計基準事故に対処するための設備とは離れた屋外に独立して設置する設計とする。</li> <li>・必要な機能を確認、維持するための内部点検等ができるようにマンホール及び昇降設備を施設する設計とする。</li> </ul>
	第二十七條 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	第二十二條（重大事故等対処設備）に示すとおり、均質槽（中間製品容器）の最大充填量の液体 UF <sub>6</sub> が自然放熱により固体となるまでの時間に相当する 12～13 時間の間、屋上放水装置及び消防自動車により放水するために必要な水量を確保する設計とする。
添付図	図－1、図－2	
備考	－	

※ 貯水槽は「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十二條に基づき重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に必要な措置を講じるための資機材として設置するものである。

貯水槽は、事業変更許可申請書の要求事項を踏まえた設計とする。また、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」においてプルトニウムを取り扱う加工施設に対して要求されている第十九條、第二十條、第二十二條、第二十七條の要求事項を参考とし設計を行う。



注：コンクリート部材の寸法精度は、「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5N 原子力発電所施設における鉄筋コンクリート工事」の許容差の標準値を準用し、頂版、底版、側壁の厚さ及び各内面寸法の許容差を-5mm～+15mm とする。

\*1：貯留水が外部に漏水することを防止するために貯水槽内面に塗膜防水（塗膜防水材料を塗布）を実施する。

平面

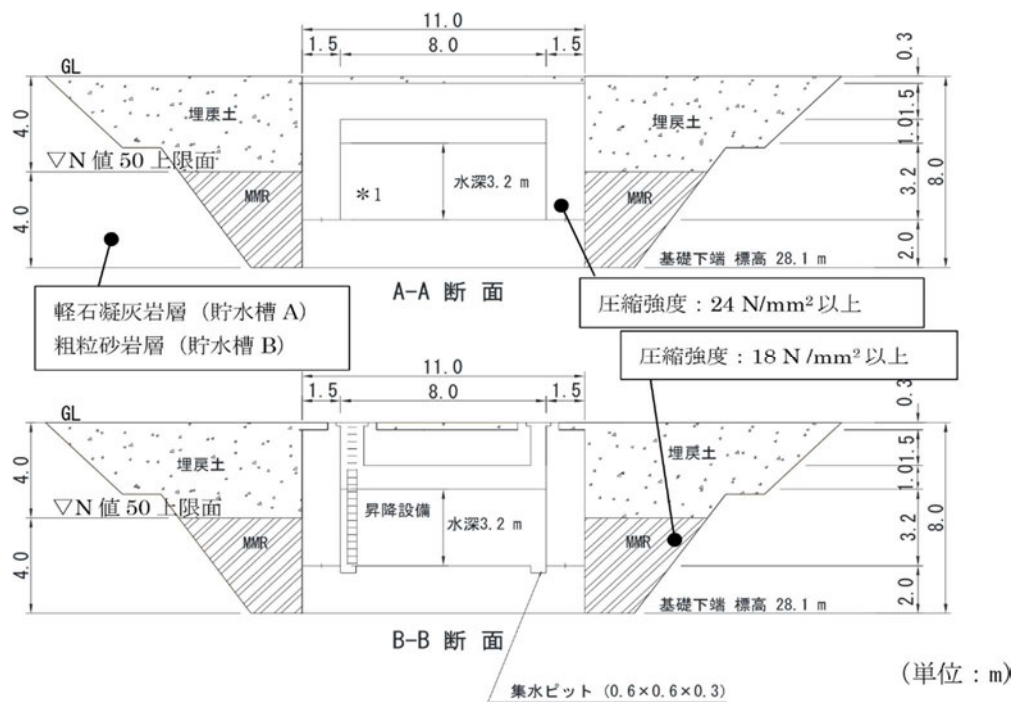
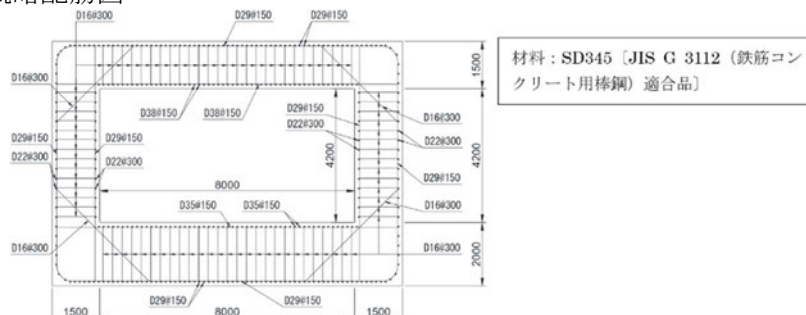


図- 1 その他の主要な設備（重大事故等対処資機材（貯水槽））構造図

支持地盤	長期 ( kN/m <sup>2</sup> )	短期 ( kN/m <sup>2</sup> )
鷹架層 N 値 50 以上の岩盤	1, 000	2, 000

（「建築基準法施行令第 93 条」による）

・概略配筋図



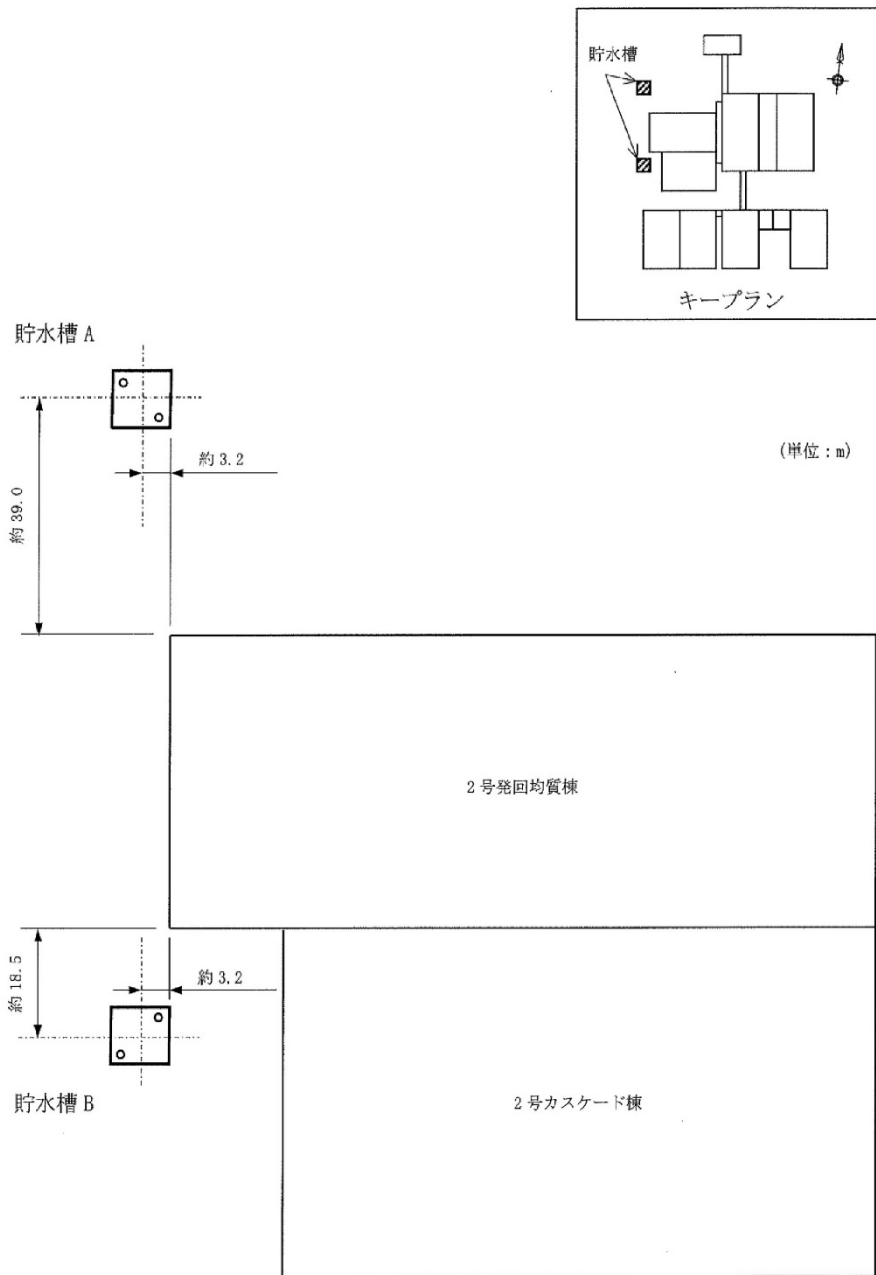


図-2 その他の主要な設備 (重大事故等対処資機材 (貯水槽)) 機器配置概略図

表－１（１／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 １号発回均質棟）

建物名称	ウラン濃縮建屋 １号発回均質棟	
設置場所	図－１のとおり	
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更及び 1 G 応力評価の追加）</li> <li>外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>	
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：直接基礎 1 階：鉄筋コンクリート造 2 階：鉄筋コンクリート造 耐火性：耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定める SD35 コンクリート：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向：約 125.5 m（通り芯寸法） 東西方向：約 31.5 m（通り芯寸法） 階数：1 階（一部 2 階） 高さ：約 7.2 m（EL+36.1 m から 1 階の屋根スラブ 水上下端まで） 屋根・壁厚さ：約 94 cm
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
技術基準への適合	核燃料物質の臨界防止	－
	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 1 類 （設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1 G の地震力により終局に至らないことを確認する。）  隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
津波による損傷の防止	標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。	

表－１（２／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 １号発回均質棟）

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻：竜巻影響評価ガイドに準拠し算出した設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。ただし、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離に対しては、収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、建物による防護を期待しない。</li> <li>・落雷：可能な限りプラント状態の監視を継続できるよう計測制御設備を落雷から防護する設計とし、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を接続する設計とする。（図－５）</li> <li>・火山の影響：想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。</li> <li>・森林火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	（次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認）
	溢水による損傷の防止	（次回以降の溢水防護設備の申請にて適合を確認）
	材料及び構造	－



表－１（３／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟）

技術基準への適合	閉じ込めの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域（第２種管理区域）とそうでない区域（第１種管理区域）とに区別する。1号発回均質棟の第１種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。</li> <li>・1号発回均質棟の床面の下には、事業所外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</li> </ul>
	遮蔽	（直接線及びスカイシャイン線による線量の評価は、次回以降の申請にて適合を確認）
	換気	－
	核燃料物質等による汚染の防止	第１種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装（ウレタン系塗料）等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）、非常用照明（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	（次回以降の放射線監視・測定設備の申請にて適合を確認）
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
	その他事業許可で求める仕様	－
添付図	図－１～図－３、図－５～図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－１に示す。	

表－２（１／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 ２号発回均質棟）

建物名称		ウラン濃縮建屋 ２号発回均質棟
設置場所		図－１のとおり
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更及び 1 G 応力評価の追加）</li> <li>外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎 : 直接基礎 1 階 : 鉄筋コンクリート造 耐火性 : 耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋 : JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定める SD345 コンクリート : JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向 : 約 47.5 m（通り芯寸法） 東西方向 : 約 120.0 m（通り芯寸法） 階数 : 1 階 高さ : 約 7.6 m（EL+36.1 m から水下スラブ上端まで） 屋根・壁厚さ : 約 94 cm
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 1 類 （設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1 G の地震力により終局に至らないことを確認する。）  隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
	津波による損傷の防止	標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。

表－２（２／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 ２号発回均質棟）

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・ 低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・ 高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・ 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・ 生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・ 竜巻：竜巻影響評価ガイドに準拠し算出した設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して、主架構の構造健全性を確保する設計とする。設計飛来物に対しては、貫通が防止でき、かつ、衝撃荷重に対して健全性が確保できる設計とする。（開口部（扉、シャッタ）に対する防護板等による設計飛来物の進入を防止する設計、飛来が想定される車両により均質槽の閉じ込め機能が影響を受けないための設計については、次回以降の竜巻防護設備の申請にて適合を確認）</li> <li>・ 落雷：可能な限りプラント状態の監視を継続できるよう計測制御設備を落雷から防護する設計とし、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を接続する設計とする。（図－５）</li> <li>・ 火山の影響：想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。</li> <li>・ 森林火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・ 航空機墜落による火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。</li> <li>・ 近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・ 敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・ 航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	(次回以降の溢水防護設備の申請にて適合を確認)
	材料及び構造	—

表－２（３／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 ２号発回均質棟）

技術基準への適合	閉じ込めの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域（第２種管理区域）とそうでない区域（第１種管理区域）とに区別する。２号発回均質棟の第１種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。</li> <li>・第１種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装（ウレタン系塗料）等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。</li> <li>・２号発回均質棟の床面の下には、事業所外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</li> </ul>
	遮蔽	（直接線及びスカイシャイン線による線量の評価は、次回以降の申請にて適合を確認）
	換気	－
	核燃料物質等による汚染の防止	第１種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装（ウレタン系塗料）等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	（次回以降の放射線監視・測定設備の申請にて適合を確認）
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
	その他事業許可で求める仕様	－
添付図	図－１～図－３、図－５～図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ(ホ)－２に示す。	

表－３（１／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 １号カスケード棟）

建物名称	ウラン濃縮建屋 １号カスケード棟	
設置場所	図－１のとおり	
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更）</li> <li>・外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>	
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：直接基礎 階：鉄骨造 階：鉄骨造 耐火性：準耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD35 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS41及びJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM50A コンクリート：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向：約125.5 m（通り芯寸法） 東西方向：約66.0 m（通り芯寸法） 階数：1階（一部2階） 高さ：約6.5 m（EL+36.1 mから1階の屋根鉄骨水上下端まで）
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉により区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>・火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
	津波による損傷の防止	標高約36 m、海岸から約3 km離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。

表－３（２／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 １号カスケード棟）

技術基準への適合	外部からの衝撃による 損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、外気取り入れ機能等を喪失しても、閉じ込め等の安全機能を損なうおそれはない。なお、1号カスケード棟の外気取入口で、第1種管理区域の負圧に係る外気取入口には、バードスクリーン（材質：鋼製、網目幅：10～20 mm 程度）を設置し、鳥類、昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。（図－４）</li> <li>・竜巻：竜巻影響評価ガイドに準拠し算出した設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。ただし、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離に対しては、収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、建物による防護を期待しない。</li> <li>・落雷：プラント状態の監視に必要な計測制御設備がないことから、落雷に対する防護設計は不要とする。</li> <li>・火山の影響：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、降下火砕物に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・森林火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、航空機墜落による火災に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	(次回以降の溢水防護設備の申請にて適合を確認)
	材料及び構造	—

表－３（３／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 １号カスケード棟）

技術基準への適合	閉じ込めの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域（第２種管理区域）とそうでない区域（第１種管理区域）とに区別する。第１種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。</li> <li>・１号カスケード棟の床面の下には、事業所外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</li> </ul>
	遮蔽	－
	換気	－
	核燃料物質等による汚染の防止	第１種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装（ウレタン系塗料）等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	（次回以降の放射線監視・測定設備の申請にて適合を確認）
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
	その他事業許可で求める仕様	－
添付図	図－１～図－４、図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－３に示す。	

表－４（１／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 ２号カスケード棟）

建物名称		ウラン濃縮建屋 ２号カスケード棟
設置場所		図－１のとおり
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更）</li> <li>外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：直接基礎 1階：鉄骨造 2階：鉄骨造 耐火性：準耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD345 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400及びJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM490A コンクリート：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向：約54.8 m（通り芯寸法） 東西方向：約99.0 m（通り芯寸法） 階数：1階（一部2階） 高さ：約6.5 m（EL+36.1 mから1階の屋根鉄骨水上下端まで）
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉により区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
	津波による損傷の防止	標高約36 m、海岸から約3 km離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。



表－４（２／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 ２号カスケード棟）

技術基準への適合	外部からの衝撃による 損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻：竜巻影響評価ガイドに準拠し算出した設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。ただし、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離に対しては、収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、建物による防護を期待しない。</li> <li>・落雷：可能な限りプラント状態の監視を継続できるように計測制御設備を落雷から防護する設計とし、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を接続する設計とする。（図－５）</li> <li>・火山の影響：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、建物による防護を期待しない。</li> <li>・森林火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—

表－４（３／３） 建物の仕様（ウラン濃縮建屋 ２号カスケード棟）

技術基準への適合	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
その他事業許可で求める仕様	－	
添付図	図－１～図－３、図－５～図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－４に示す。	

表－５（１／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 A ウラン貯蔵庫）

建物名称		ウラン貯蔵・廃棄物建屋 A ウラン貯蔵庫
設置場所		図－１のとおり
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更及び 1 G 応力評価の追加）</li> <li>外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：杭基礎（杭の直径約 1.7 m） 1 階：鉄筋コンクリート造 耐火性：耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定める SD35 コンクリート：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向：約 96.0 m（通り芯寸法） 東西方向：約 68.0 m（通り芯寸法） 階数：1 階 高さ：約 8.7 m（EL+36.1 m から水下スラブ上端まで） 屋根厚さ：約 20 cm 壁厚さ：約 40 cm
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
技術基準への適合	核燃料物質の臨界防止	－
	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 1 類 （設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1 G の地震力により終局に至らないことを確認する。）  隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
	津波による損傷の防止	標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。

表－５（２／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫）

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻：竜巻影響評価ガイドに準拠し算出した設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。ただし、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離に対しては、収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、建物による防護を期待しない。</li> <li>・落雷：プラント状態の監視に必要な計測制御設備がないことから、落雷に対する防護設計は不要とする。</li> <li>・火山の影響：想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。</li> <li>・森林火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	－
	材料及び構造	－
	閉じ込めの機能	－
	遮蔽	(直接線及びスカイシャイン線による線量の評価は、次回以降の申請にて適合を確認)
	換気	－

表－５（３／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫）

技術基準への適合	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
その他事業許可で求める仕様	－	
添付図	図－１～図－３、図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－５に示す。	

表－６（１／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫）

建物名称		ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫
設置場所		図－１のとおり
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更及び1G応力評価の追加）</li> <li>外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：直接基礎 1階：鉄筋コンクリート造 耐火性：耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD345 コンクリート：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向：約112.0 m（通り芯寸法） 東西方向：約60.0 m（通り芯寸法） 階数：1階 高さ：約8.7 m（EL+36.1 mから水下スラブ上端まで） 屋根厚さ：約20 cm 壁厚さ：約40 cm
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第1類 （設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1Gの地震力により終局に至らないことを確認する。）  隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする（ウラン貯蔵・廃棄物庫と一体構造）。
	津波による損傷の防止	標高約36 m、海岸から約3 km離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。

表－６（２／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫）

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・ 低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・ 高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・ 降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・ 生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・ 竜巻：竜巻影響評価ガイドに準拠し算出した設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。ただし、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離に対しては、収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、建物による防護を期待しない。</li> <li>・ 落雷：プラント状態の監視に必要な計測制御設備がないことから、落雷に対する防護設計は不要とする。</li> <li>・ 火山の影響：想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。</li> <li>・ 森林火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・ 航空機墜落による火災：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。</li> <li>・ 近隣工場等の火災・爆発：外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・ 敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・ 航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	(直接線及びスカイシャイン線による線量の評価は、次回以降の申請にて適合を確認)
	換気	—

表－６（３／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン貯蔵庫）

技術基準への適合	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
その他事業許可で求める仕様	－	
添付図	図－１～図－３、図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ(ホ)－６に示す。	



表－７（１／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫）

建物名称		ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫
設置場所		図－１のとおり
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更及び 1 G 応力評価の追加）</li> <li>・外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>
一般仕様	基礎及び構造の種類	基 礎 : 直接基礎 1 階 : 鉄筋コンクリート造 耐 火 性 : 耐火建築物
	主要な構造材	鉄 筋 : JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定める SD345 コ ン ク リ ー ト : JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南 北 方 向 : 約 112.0 m（通り芯寸法） 東 西 方 向 : 約 60.0 m（通り芯寸法） 階 数 : 1 階 高 さ : 約 8.7 m（EL+36.1 m から水下スラブ上端まで） 屋 根 厚 さ : 約 20 cm 壁 厚 さ : 約 40 cm
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>・火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 1 類 （設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、1 G の地震力により終局に至らないことを確認する。）  隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする（B ウラン貯蔵庫と一体構造）。
	津波による損傷の防止	標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。

表-7 (2/3) 建物の仕様 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫)

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風 (台風) 及び積雪: 建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結: 本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温: 本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水: 設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図-3)</li> <li>・生物学的事象: 第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻: 竜巻影響評価ガイドに準拠し算出した設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。ただし、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離に対しては、収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、建物による防護を期待しない。</li> <li>・落雷: プラント状態の監視に必要な計測制御設備がないことから、落雷に対する防護設計は不要とする。</li> <li>・火山の影響: 想定される降下火砕物の荷重に対して、建屋の構造健全性が保たれる設計とする。</li> <li>・森林火災: 外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・航空機墜落による火災: 外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発: 外部火災影響評価ガイドを参考に評価を行い、熱影響が建屋外壁コンクリート許容温度を超えない設計とする。敷地内には幅 20 m 以上の防火帯を設け、砕石敷設、モルタル吹付け等により草木の育成を抑制する設計とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出: 敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下: 事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	(直接線及びスカイシャイン線による線量の評価は、次回以降の申請にて適合を確認)
	換気	—

表－７（３／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫）

技術基準への適合	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
その他事業許可で求める仕様	－	
添付図	図－１～図－３、図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－７に示す。	

表－８（１／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟）

建物名称		ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟
設置場所		図－１のとおり
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更）</li> <li>外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：杭基礎（杭の直径約 1.2 m） 階：鉄骨造 耐火性：準耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定める SD35 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS41 及び JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定める SM50A コンクリート：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向：約 32.0 m（通り芯寸法） 東西方向：約 20.0 m（通り芯寸法） 階数：1 階 高さ：約 9.1 m（EL+36.1 m から水下鉄骨上端まで）
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 2 類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
	津波による損傷の防止	標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。

表－８（２／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟）

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻：核燃料物質等を取り扱う設備・機器等を設置する建物ではないことから竜巻防護設計の対象外とする。</li> <li>・落雷：プラント状態の監視に必要な計測制御設備がないことから、落雷に対する防護設計は不要とする。</li> <li>・火山の影響：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、降下火砕物に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・森林火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、航空機墜落による火災に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	－
	材料及び構造	－
	閉じ込めの機能	－
	遮蔽	－
	換気	－

表－８（３／３） 建物の仕様（ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟）

技術基準への適合	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
その他事業許可で求める仕様	－	
添付図	図－１～図－３、図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－８に示す。	

表－９（１／３） 建物の仕様（A ウラン濃縮廃棄物建屋）

建物名称		A ウラン濃縮廃棄物建屋
設置場所		図－１のとおり
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更）</li> <li>外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：杭基礎（杭の直径約 1.2 m、約 1.4 m） 1階：鉄骨造 耐火性：準耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定める SD35 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS41 及び JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定める SM50A コンクリート：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向：約 32.0 m（通り芯寸法） 東西方向：約 37.5 m（通り芯寸法） 階数：1 階 高さ：約 5.5 m（EL+36.1 m から 水下鉄骨上端まで）
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 2 類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
	津波による損傷の防止	標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。

表－９（２／３） 建物の仕様（A ウラン濃縮廃棄物建屋）

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻：竜巻影響評価ガイドに準拠し算出した設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。ただし、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離に対しては、収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、建物による防護を期待しない。</li> <li>・落雷：プラント状態の監視に必要な計測制御設備がないことから、落雷に対する防護設計は不要とする。</li> <li>・火山の影響：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、降下火砕物に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・森林火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、航空機墜落による火災に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—



表－９（３／３） 建物の仕様（Ａウラン濃縮廃棄物建屋）

技術基準への適合	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
その他事業許可で求める仕様	－	
添付図	図－１～図－３、図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－９に示す。	

表－１０（１／３） 建物の仕様（使用済遠心機保管建屋）

建物名称		使用済遠心機保管建屋
設置場所		図－１のとおり
変更の内容		・耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更） ・外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：杭基礎（杭の直径約 0.8 m） 1 階：鉄骨造 2 階：鉄骨造 耐火性：準耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定める SD295A 及び SD390 鋼材：JIS G 3136（建築構造用圧延鋼材）に定める SN400B 及び SN490B コンクリート：JASS5N の規定による普通コンクリート くい：JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）に定めるくい類Ⅱ類
	寸法	南北方向：約 119.5 m（通り芯寸法） 東西方向：約 58.0 m（通り芯寸法） 階数：1 階（一部 2 階） 高さ：約 9.4 m（EL+36.1 m から水下鉄骨天端まで）
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	・建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２） ・火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。
	安全機能を有する施設の地盤	N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 2 類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
	津波による損傷の防止	標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。

表－１０（２／３） 建物の仕様（使用済遠心機保管建屋）

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻：竜巻影響評価ガイドに準拠し算出した設計上想定する竜巻の設計竜巻荷重に対して健全性を確保する設計とする。ただし、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離に対しては、収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、建物による防護を期待しない。</li> <li>・落雷：プラント状態の監視に必要な計測制御設備がないことから、落雷に対する防護設計は不要とする。</li> <li>・火山の影響：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、降下火砕物に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・森林火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、航空機墜落による火災に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—

表－１０（３／３） 建物の仕様（使用済遠心機保管建屋）

技術基準への適合	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
その他事業許可で求める仕様	－	
添付図	図－１～図－３、図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－１０に示す。	

表－１１（１／３） 建物の仕様（渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間））

建物名称	渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間）	
設置場所	図－１のとおり	
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更）</li> <li>・外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>	
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：直接基礎 1階：鉄骨造 耐火性：準耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD35 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS41及びJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM50A コンクリート：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向：約32.0 m（通り芯寸法） 東西方向：約9.0 m（通り芯寸法） 階数：1階 高さ：約4.4 m（EL+36.1 mから水下鉄骨上端まで）
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>・火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
	津波による損傷の防止	標高約36 m、海岸から約3 km離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。

表－１１（２／３） 建物の仕様（渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間））

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻：核燃料物質等を取り扱う設備・機器等を設置する建物ではないことから竜巻防護設計の対象外とする。</li> <li>・落雷：プラント状態の監視に必要な計測制御設備がないことから、落雷に対する防護設計は不要とする。</li> <li>・火山の影響：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、降下火砕物に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・森林火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、航空機墜落による火災に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	（次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認）
	溢水による損傷の防止	－
	材料及び構造	－
	閉じ込めの機能	－
	遮蔽	－
	換気	－

表－１１（３／３） 建物の仕様（渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間））

技術基準への適合	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
その他事業許可で求める仕様	－	
添付図	図－１～図－３、図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－１１に示す。	

表－１２（１／３） 建物の仕様（渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間））

建物名称		渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間）
設置場所		図－１のとおり
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更）</li> <li>外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎：直接基礎 1階：鉄骨造 2階：鉄骨造 耐火性：準耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD35 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS41及びJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM50A コンクリート：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
	寸法	南北方向：約22.0 m（通り芯寸法） 東西方向：約3.0 m（通り芯寸法） 階数：2階 高さ：約13.1 m（EL+36.1 mから水下鉄骨上端まで）
	その他の構成機器	－
	核燃料物質の状態	－
	その他の性能	－
	核燃料物質の臨界防止	－
技術基準への適合	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉により区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	N値50以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第2類 隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
	津波による損傷の防止	標高約36 m、海岸から約3 km離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。



表－１２（２／３） 建物の仕様（渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間））

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水する設計とする。なお、中空２階の構造であることから、地表の雨水滞留を考慮しない。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：第１種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻：核燃料物質等を取り扱う設備・機器等を設置する建物ではないことから竜巻防護設計の対象外とする。</li> <li>・落雷：プラント状態の監視に必要な計測制御設備がないことから、落雷に対する防護設計は不要とする。</li> <li>・火山の影響：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、降下火砕物に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・森林火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、航空機墜落による火災に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	－
	材料及び構造	－
	閉じ込めの機能	－
	遮蔽	－
	換気	－

表－１２（３／３） 建物の仕様（渡り廊下（中央操作棟－補助建屋間））

技術基準への適合	核燃料物質等による汚染の防止	－
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
	その他事業許可で求める仕様	－
添付図	図－１～図－３、図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－１２に示す。	

表－１３（１／３） 建物の仕様（渡り廊下（中央操作棟－２号発回均質棟間））

建物名称		渡り廊下（中央操作棟－２号発回均質棟間）	
設置場所		図－１のとおり	
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更）</li> <li>・外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加</li> </ul>	
一般仕様	基礎及び構造の種類	基礎	：直接基礎
		1階	：鉄骨造
		2階	：鉄骨造
		耐火性	：準耐火建築物
	主要な構造材	鉄筋	：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD345
		鋼材	：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400
		コンクリート	：JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める普通コンクリート
寸法	南北方向	：約 73.9 m（通り芯寸法）	
	東西方向	：約 5.4 m（通り芯寸法）	
	階数	：1階（一部2階）	
	高さ	：約 7.2 m（EL+36.1 mから1階の屋根鉄骨水 下上端まで）	
	その他の構成機器	－	
	核燃料物質の状態	－	
	その他の性能	－	
技術基準への適合	核燃料物質の臨界防止	－	
	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッターにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。（図－２）</li> <li>・火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。</li> </ul>	
	安全機能を有する施設の地盤	N値 50 以上の地耐力を有する地盤に支持させ、接地圧に対する支持性能を得る設計とする。	
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類：第 2 類	
	津波による損傷の防止	隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。 標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。	

表－１３（２／３） 建物の仕様（渡り廊下（中央操作棟－２号発回均質棟間））

技術基準への適合	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）及び積雪：建築基準法に基づき設計荷重を設定し、安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>・低温・凍結：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、低温・凍結により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・高温：本施設には冷却等のために常時機能維持が必要な動的機器はなく、高温により収納する設備・機器の閉じ込め機能等の安全機能を損なうおそれはない。</li> <li>・降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。（図－３）</li> <li>・生物学的事象：第 1 種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口がないことから防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・竜巻：核燃料物質等を取り扱う設備・機器等を設置する建物ではないことから竜巻防護設計の対象外とする。</li> <li>・落雷：可能な限りプラント状態の監視を継続できるように計測制御設備を落雷から防護する設計とし、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を接続する設計とする。（図－５）</li> <li>・火山の影響：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、降下火砕物に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・森林火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・航空機墜落による火災：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、航空機墜落による火災に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・近隣工場等の火災・爆発：収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する防護対象施設の対象外とする。</li> <li>・敷地内における化学物質の放出：敷地内には、UF<sub>6</sub>等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は存在しない。</li> <li>・航空機落下：事業変更許可申請書に示すとおり、航空機落下確率評価基準に示される判断基準を下回ることから、航空機落下に対する防護設計は不要とする。</li> </ul>
	人の不法な侵入等の防止	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認)
	溢水による損傷の防止	(次回以降の溢水防護設備の申請にて適合を確認)
	材料及び構造	—

表－１３（３／３） 建物の仕様（渡り廊下（中央操作棟－２号発回均質棟間））

技術基準への適合	閉じ込めの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域（第２種管理区域）とそうでない区域（第１種管理区域）とに区別する。第１種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。</li> <li>・渡り廊下の床面の下には、事業所外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</li> </ul>
	遮蔽	－
	換気	－
	核燃料物質等による汚染の防止	第１種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装（ウレタン系塗料）等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。
	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（温度、湿度等）において、その安全機能を発揮することができるように設計する。</li> <li>・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるよう設計する。建物の外壁等の高所については、足場の設置が可能なものとする。</li> </ul>
	搬送設備	－
	警報設備等	－
	安全避難通路等	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯（蓄電池内蔵）、非常用照明（蓄電池内蔵）を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。（図－６）
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	廃棄施設	－
	放射線管理施設	（次回以降の放射線監視・測定設備の申請にて適合を確認）
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	（次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認）
	その他事業許可で求める仕様	－
添付図	図－１～図－３、図－５～図－６	
備考	次回以降の申請にて適合を確認する範囲を参考資料リ（ホ）－１３に示す。	

表 - 1 4 (1 / 4) 前回までの申請 (1 次、2 次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (中央操作棟)

前回までの申請 (1 次、2 次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲	設工認技術基準	設工認技術基準に対する仕様	適合を確認するための施設 (設備)	技術基準への適合
火災等による損傷の防止	設工認技術基準	火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備及び消火設備を設ける。	・自動火災報知設備 ・消火設備	火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な自動火災報知設備を設ける設計とする。 (消火設備については、次回以降の申請にて適合を確認する。)
地震による損傷の防止	設工認技術基準	各建物間のクリアランスの妥当性	・中央操作棟に隣接する各建物 ・建物 (排水設備)	隣接する各建物間にクリアランスを設けることにより耐震設計上独立した構造とする。
外部からの衝撃による損傷の防止	設工認技術基準	降水：敷地内の排水設計等により、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。	・建物 (排水設備)	降水：設計上想定する雨量に対し、屋根部の水勾配及び雨樋により雨水を排水するとともに、雨水浸入防止基礎高さ約 200 mm を有する設計とする。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しない設計とする。(図 - 3)
人の不法な侵入等の防止	設工認技術基準	落雷：本施設には常時機能維持が必要な動的機器はなく、落雷により計測制御設備が機能喪失したとしても、施設が安全に停止するため、閉じ込め機能に影響を及ぼすことはない。なお、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を接続する設計とする。 本施設の周辺には立入制限区域を設定し、区域境界には十分な高さを有したフェンスを設け、人の不法な侵入が困難な構造となる設計とする。	・建物 (避雷設備)	落雷：可能な限りプラズマシールド状態の監視を継続できるように計測制御設備を落雷から防護する設計とし、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、接地系は電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を接続する設計とする。(図 - 5)
人の不法な侵入等の防止	設工認技術基準	人の不法な侵入等の防止	・不法侵入等防止設備	(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認する。)

表-14 (2/4) 前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (中央操作棟)

前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲 設工認技術基準	設工認技術基準に対する仕様	適合を確認するための施設 (設備)	技術基準への適合
人の不法な侵入等の防止	<p>本施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件が持ち込まれることを防止するため、出入管理装置を設けるとともに、<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>において目視点検を実施する設計とする。</p> <p>本施設のうち、<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>については、<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>とすることにより、外部からの不正アクセスを防止する設計とする。</p> <p><span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>により、外部からの不正アクセスを防止する設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法侵入等防止設備</li> </ul>	<p>(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認する。)</p> <p>(次回以降の不法侵入等防止設備の申請にて適合を確認する。)</p>
溢水による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種管理区域の溢水が、所定の経路を通らずに建屋外へ漏えいしないよう扉部に堰等を設置する設計とする。</li> <li>排気室は非風機等が没水により機能喪失に至らないように、溢水が滞留せずに中央操作棟1階へ流出する構造とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>溢水防護設備</li> </ul>	<p>(次回以降の溢水防護設備の申請にて適合を確認する。)</p>

表-14 (3/4) 前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (中央操作棟)

前回までの申請	前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲	前回までの申請 (1次、2次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲	技術基準への適合
閉じ込めの機能	<p>中央操作棟のうちモニタエリア (モニタ室) : 第1種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。</p>	<p>・建物 (中央操作棟 (モニタエリア (モニタ室)))</p>	<p>・本施設の管理区域は、汚染の発生をおそれない区域 (第2種管理区域) とそうでない区域 (第1種管理区域) とに区別する。中央操作棟のうちモニタエリア (モニタ室) の第1種管理区域は、空気中のウランの漏えいを防止するため、漏えいの少ない構造とする。</p> <p>・第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。</p> <p>・中央操作棟のうちモニタエリア (モニタ室) の床面の下には、事業所外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>(次回以降の気体廃棄物の廃棄設備の申請にて適合を確認する。)</p>
核燃料物質等による汚染の防止	<p>第1種管理区域の気圧は、排気設備により第2種管理区域、非管理区域及び建屋外より負圧に維持する設計とする。</p> <p>中央操作棟のうちモニタエリア (モニタ室) : 第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。</p>	<p>・気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>・建物 (中央操作棟 (モニタエリア (モニタ室)))</p>	<p>第1種管理区域内の汚染のおそれのある範囲の床、壁を樹脂塗装等により仕上げ、液体が浸透しにくく、除染が容易な設計とする。</p>



表-1 4 (4 / 4) 前回までの申請 (1 次、2 次申請) にて「次回以降の申請にて適合を確認する」とした範囲の適合確認 (中央操作棟)

前回までの申請 (1 次、2 次申請)	「次回以降の申請にて適合を確認する」ための範囲	適合を確認するための施設 (設備)	技術基準への適合
設工認技術基準 安全避難通路等	設工認技術基準に対する仕様 建屋の人の立ち入る区域から出口までの通路、階段を安全避難通路として設定し、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。	・安全避難通路等設備	設計基準事故時等における従業員の安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう誘導灯 (蓄電池内蔵)、非常用照明 (蓄電池内蔵) を配置した安全避難通路を設置する設計とする。また、誘導灯は避難口及び避難の方向を明示する設計とする。なお、中央制御室に設ける非常用照明は、非常用母線から受電できる設計とする。(図-6)
放射線管理施設	本施設内の第 1 種管理区域の作業環境を監視するため、排気用 HF モニタ、換気用モニタ及びエアユニットを設置する他、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、可搬式 HF 検知警報装置及び HF センサを備える。	・放射線監視・測定設備	(次回以降の放射線監視・測定設備の申請にて適合を確認する。)
通信連絡設備	設計基準事故時等において、本施設の各所の者へ退避の指示及び作業の指示を行うために多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する設計とする。	・通信連絡設備	(次回以降の通信連絡設備の申請にて適合を確認する。)